桜咲（さくら　ざき）ユメ 利用の手引き

デザインを正しく利用していただくため

に必ずご確認ください



つば推し！リポーター

桜咲ユメ

新潟県燕市

桜咲ユメ（さくら ざき） 利用の手引き

目次

1. はじめに …… 1

2. 利用例 …… 2

3. 申請手続き …… 4

4. 留意事項 …… 8

◆ デザイン利用ガイドライン …… 11

◆ デザイン利用に関するQ&A …… 16



桜咲（さくらざき）ユメ 利用の手引き

1.はじめに

燕市オリジナルキャラクター「 桜咲ユメ 」は、**燕市の魅力や取組を広くPRし、市のイメージアップを図ること**を目的につくられたキャラクターです。

桜咲ユメのプロフィール

名前	桜咲ユメ（ さくらざき ゆめ ）
名前の由来	市の木である「桜」に、縁起のいい「桜咲く」を結び付けました。 若い世代が自分自身の「夢」に向かって、様々なチャレンジをしてほしいという願いが込められています。
役職	つば推し！リポーター（燕市の魅力を伝える広報活動のお手伝い役）
年齢	18歳 （合併20周年である2026年3月20日に20歳を迎え、以降歳は取りません。）
誕生日	3月20日
出身	燕市出身
性格	明るく、ポジティブ。何事にも興味津々な子
チャームポイント	髪のくせ毛（平仮名の「つ」）
仕事	広報活動のお手伝い
好きな食べ物	背脂ラーメン、鶏肉のレモン和え 等 好き嫌いのない食いしん坊
その他	・顔周りのカラーリングは、鳥のツバメカラー（青っぽい紺、赤、白）をイメージした配色 ・髪留めはカトラリー、スカートは桜の花びらモチーフで、燕市の特色を想起



さくら ざき
桜咲ユメ 利用の手引き

2. 利用例

このような利用内容の場合、**申請は不要**です。

個人的な利用　・営利を目的としない個人やグループの活動で、桜咲ユメのデザインを利用する
※ただし、ユニフォームやポスター、グッズなどの**物品を製作する場合は申請が必要**です

報道目的での利用　・燕市や桜咲ユメについて伝える記事や番組で、桜咲ユメのデザインを新聞、雑誌、TV、インターネット、その他媒体で利用する

学校での利用　・桜咲ユメのデザインを学校の授業の課程で利用する

このような利用内容の場合、**申請が必要**です。

個人的な利用　・ユニフォーム、Tシャツ、ポスター、チラシ、デザイン入りグッズなどの物品を製作する

事業目的での利用　・桜咲ユメのデザインを利用した商品、ノベルティ、パッケージや広告物を製作、販売、配布する

2. 利用例（ 個人的な利用 ）

個人やグループが営利を目的としない活動で利用する、以下のようなケースの場合、申請は不要です。

- 個人のSNSの画面に、桜咲ユメのデザインなどを利用する
- 個人のSNSやウェブサイト、ブログなどの記事として桜咲ユメのデザインを掲載する
- 個人で楽しむために、自分で作った桜咲ユメのマスコットを身内にプレゼントする
- 個人で楽しむために、自分で作った桜咲ユメのマスコットやキャラクター弁当などの写真を、自分のブログなどに掲載する

※ 利用の際はP10「4.留意事項（著作権表示）」について、必ずご確認ください。

※ 上記内容以外のデザイン利用に関する内容をQ&Aにて掲載しています。
その他ご不明な点ございましたら、燕市 広報秘書課 広報広聴係までお問い合わせください。

桜咲(さくら ざき)ユメ 利用の手引き

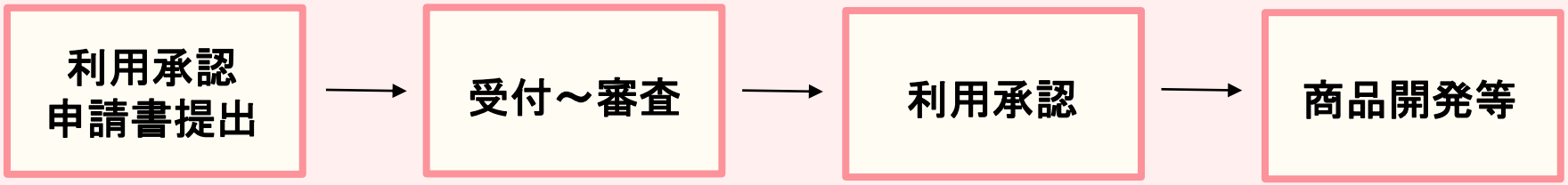
3. 申請手続き

事業を目的とした以下のようなケースでは申請が必要です。

桜咲ユメのデザインを利用した

- 商品を製作、販売する
- パッケージや手提げ袋、包装紙などを製作する
- ノベルティやPRグッズを製作、配布（ 有償・無償 ）、販売する
- 看板やホームページなどを製作・掲示する
- チラシやポスターなどの広告物を製作する

利用までの流れ

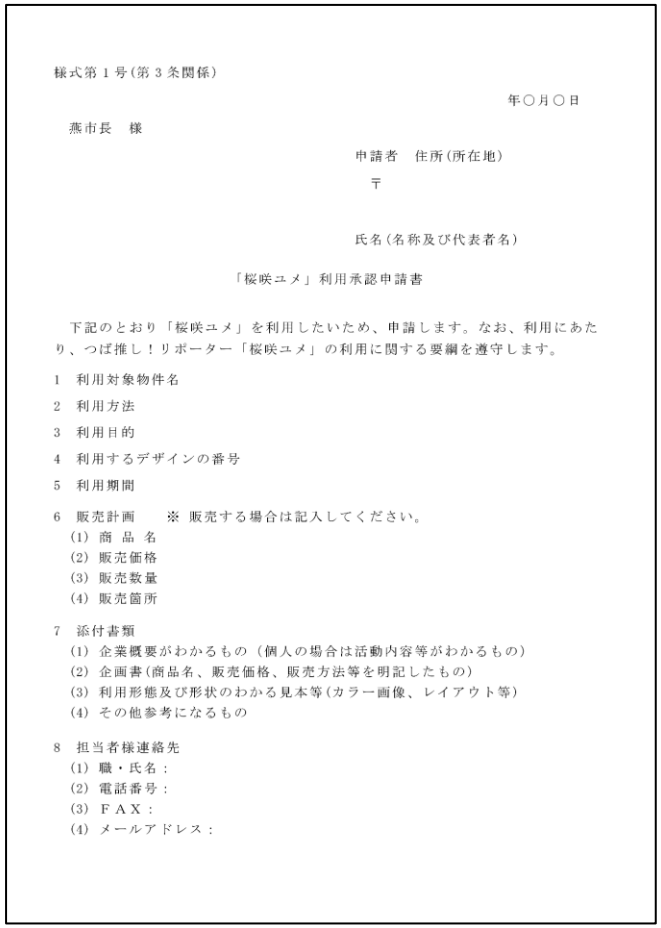


※ 利用の際はP10「4.留意事項（著作権表示）」について、必ずご確認ください。

桜咲（さくら ざき）ユメ 利用の手引き

3. 申請手続き（ 申請から承認までの流れ）

・利用承認申請書



様式第１号（第３条関係）

年〇月〇日

燕市長　様

申請者　住所（所在地）
〒

氏名（名称及び代表者名）

「桜咲ユメ」利用承認申請書

下記のとおり「桜咲ユメ」を利用したいため、申請します。なお、利用にあたり、つば推し！リポーター「桜咲ユメ」の利用に関する要綱を遵守します。

1　利用対象物件名
2　利用方法
3　利用目的
4　利用するデザインの番号
5　利用期間
6　販売計画　　※ 販売する場合は記入してください。
(1) 商 品 名
(2) 販売価格
(3) 販売数量
(4) 販売箇所
7　添付書類
(1) 企業概要がわかるもの（個人の場合は活動内容等がわかるもの）
(2) 企画書（商品名、販売価格、販売方法等を明記したもの）
(3) 利用形態及び形状のわかる見本等（カラー画像、レイアウト等）
(4) その他参考になるもの
8　担当者様連絡先
(1) 職・氏名：
(2) 電話番号：
(3) ＦＡＸ：
(4) メールアドレス：

【　申請書・デザインバリエーション集 】

利用承認申請書は燕市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

https://www.city.tsubame.niigata.jp/keikaku/koho/8/19879.html

【 お問い合わせ先】

住所 ： 〒959-0295
新潟県燕市吉田西太田1934番地
燕市 広報秘書課 広報広聴係 宛て

メール ： koho@city.tsubame.lg.jp

電話：0256-77-8363

FAX ： 0256-77-8327

さくら ざき
桜咲ユメ 利用の手引き

3. 申請手続き(利用承認申請書には「完成品の見本」を添付)

利用承認申請書には、完成品の見本(現物または、その写真、デザイン案及び商品の仕様書など、)桜咲ユメをどのように利用するか具体的にわかるものが必要です。



〈 商品 〉

どのような商品になるかがわかる完成品の見本またはデザイン案や設計図及び素材サンプルを提出



〈 パッケージ 〉

どこに、どのようなサイズ・色で使うかが分かるデザイン案を提出

シールを貼る場合はシールデザインを貼る位置を示した商品の画像を提出



〈 印刷物 〉

印刷物の中で、どこに、どのような大きさ・色で使うのか明記したデザイン案を提出

桜咲(さくら ざき)ユメ 利用の手引き

3. 申請手続き(完成品の提出)

・出来上がった商品等は、**完成品(現物)を燕市 広報秘書課へ郵送またはご持参**ください。
デジタル商品や広告物等の場合、印刷したものを提出してください。
※ただし、製造個数が極端に少ない場合や完成品(現物)のサイズが極端に大きい場合などは、
完成品の写真画像で代用ができます。詳しくは広報秘書課までご相談ください。

・利用期間満了後において、商品などの在庫が残っている場合でも申請書の再提出が必要です。
利用期間満了前に期間を延長し、申請ください。

・利用期間中においても、商品等などの利用・制作数やデザイン等の**変更を行いたい場合**は、
改めて**変更承認申請書をご提出**ください。

【 お問い合わせ先】

住所 : 〒959-0295　新潟県燕市吉田西太田1934番地　燕市 広報秘書課 広報広聴係 宛て

メール : koho@city.tsubame.lg.jp

電話: 0256-77-8363　　FAX : 0256-77-8327

4. 留意事項

〈 留意事項 〉

(1) 利用を取り消した場合、利用承認を受けた者に損害が生じても、市は一切の責任を負いません。

(2) 利用者が、デザインの利用によって、第三者との間で紛争を生じ損害の賠償、損失の補償等を求められた場合であっても、市は一切の責任を負いません。

(3) 市は、利用承認を行ったことに起因し、利用者に生じた損失補償等について、市は一切の責任を負いません。

(4) 使用者は、キャラクターについて、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしてはいけません。

(5) 利用者がキャラクターの利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償するものとします。

4.留意事項（利用承認できないケース）

〈利用承認できない場合 〉

(1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められる場合

(2) 市の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれがあると認められる場合

(3) キャラクターのイメージを損なうおそれがある利用と認められる場合

(4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合

(5) 特定の個人、法人、団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。

(6) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合

(7) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第7号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)でないこと

(8) 日本国内に所在地を有する者(日本国外に所在地を有するが、市長が適当と認める場合を除く。)であること

(9) その他市長が不適切と認めた場合

桜咲ユメ（さくら ざき） 利用の手引き

4. 留意事項（ 著作権表示 ）

【「桜咲ユメ」の表記 】

利用承認を受けた物件には、原則として、デザインに近接して次のいずれかを表記してください。

- つば推し！リポーター　桜咲ユメ
- 燕市オリジナルキャラクター 桜咲ユメ

また、市の著作物であることを示す 「©新潟県燕市」の表記も併せてお願いします。

※「桜咲ユメ」姓と氏の間にスペースは入れないでください。

※特定の企業、団体及び商品等を推奨、公認しているような誤解を生む利用はできません。

※「桜咲ユメ」を含む法人等のロゴの作成はできません。ただし、燕市内に拠点を置き、市の事業のPR、市の産業振興等に寄与する団体等にイラストの利用を認めることがあります。

例：



つば推し！リポーター 桜咲ユメ

© 新潟県燕市



デザイン利用ガイドライン

さくら ざき
桜咲ユメ 利用の手引き

◆ 基本カラーとサイズ

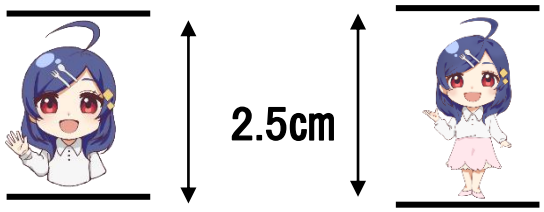


C:74 M:64 Y:24 K:0	C:26 M:53 Y:85 K:0	C:45 M:96 Y:71 K:9
C:30 M:16 Y:2 K:0	C:13 M:47 Y:37 K:0	C:74 M:88 Y:62 K:39
C:93 M:96 Y:35 K:3	C:0 M:9 Y:13 K:0	C:7 M:64 Y:38 K:0
C:75 M:65 Y:24 K:0	C:16 M:42 Y:42 K:0	C:0 M:16 Y:5 K:0
C:64 M:83 Y:72 K:41	C:5 M:21 Y:21 K:0	C:9 M:30 Y:11 K:0
C:9 M:7 Y:7 K:0	C:5 M:22 Y:21 K:0	C:4 M:8 Y:13 K:0
C:13 M:22 Y:54 K:0	C:4 M:3 Y:3 K:0	
C:34 M:86 Y:70 K:1	C:28 M:22 Y:22 K:0	

◆「桜咲ユメ」の視認性を考慮したサイズでの使用をお願いします。

胸上、全身のイラストサイズは最小で2.5cmとなります。

サイズのイメージ：



さくら ざき
桜咲ユメ 利用の手引き

◆ 禁止事項 ①

×



縦横比率の変更

×



反転

×



カラーの変更

×



デザインイメージ
にそぐわない背景

燕市 オリジナルキャラクター「桜咲ユメ」は、燕市の魅力や取組を広くPRし、市のイメージアップを図ることを目的とした活動に幅広くご利用いただけます。

燕市のイメージを伝えるキャラクターですので、定められた色、形状、配色などを正しく利用するほか、利用ガイドラインと異なる利用方法は避けてください。

デザインイメージにそぐわない背景（色・形状）はご利用できない場合があります。

桜咲ユメ 利用の手引き

◆ 禁止事項 ②

×



桜咲ユメが特定の企業・団体や商品を直接的に応援・推薦

×



吹き出しを使って特定の企業・団体や商品を応援・推薦する表現

×

桜咲ユメラーメン
桜咲ユメジュース
桜咲ユメ株式会社

「桜咲ユメ」を商品名・会社名等に使用

特定の企業、団体や商品を直接的に応援・推薦しているように見える表現は避けてください。
また、キャラクターを守るため、ネガティブな表現や特定の思想や人、団体を推薦したり批判する表現は避けてください。

さくら ざき
桜咲ユメ 利用の手引き

◆ トリミングについて





チャームポイントである
くせ毛の「つ」が隠れて
いる

顔パーツ（輪郭）が見切れている

顔パーツの一定範囲内はデザインパーツの配置やトリミングはできません。

顔パーツ（目、頬、鼻、口、顔の輪郭、癖毛〈つ〉）はパッケージ等の裁断部分で見切れないように利用してください。

デザイン使用に関するQ&A



◆ デザイン使用に関するQ&A

【Q1】商品に「桜咲ユメ」のデザインを利用したいのですが、利用料は発生しますか？

【A1】デザイン利用に関しては、現在無料です。

【Q2】個人が「桜咲ユメ」のデザインを利用する場合、利用承認申請書は必要ですか？

【A2】個人的な利用については、P3をご覧ください。

【Q3】利用承認申請書の提出はメールでもよろしいでしょうか？

【A3】可能です。事前協議等につきましてもメールでのやりとりも可能です。

※送付や確認漏れがないよう、送付時はご連絡ください。

【Q4】店内のポップにデザインを利用したいのですが、利用承認申請書は必要ですか？

【A4】個人利用の範囲を超えるため、利用承認申請書をご提出ください。

【Q5】商品の作製と同時に、タグを作成したいのですが、利用承認申請書は1通でよろしいでしょうか？

【A5】商品とタグのデザインが異なる場合は、それぞれ利用承認申請書を提出ください。

桜咲（さくら ざき）ユメ 利用の手引き

◆ デザイン使用に関するQ&A

【Q6】利用承認を受けた商品の利用期限はありますか？

【A6】承認日より2年です。なお、商品に在庫がある場合は再度申請のうえ、承認を受けてから商品を販売してください。

【Q7】スポーツチームのユニフォームや応援旗等に「桜咲ユメ」のデザインを利用することはできますか？

【A7】桜咲ユメは燕市のオリジナルキャラクターですので、利用にあたり、市を代表するチームと誤解されないようにしてください。また、利用承認申請書をご提出ください。

【Q8】企業の広告として、「桜咲ユメ」のデザインを利用することはできますか？

【A8】利用される企業の特定キャラクターと誤解されないよう「燕市オリジナルキャラクター 桜咲ユメ」もしくは「つば推し！リポーター 桜咲ユメ」を併記して、利用承認申請書をご提出ください。
また、桜咲ユメの身体に企業名を入れることはできません。

◆ デザイン使用に関するQ&A

【Q9】「桜咲ユメ〇〇」「〇〇桜咲ユメ」など、商品名や店名の前後に「桜咲ユメ」の表記を付けることはできますか？

【A9】桜咲ユメは燕市のキャラクターであり、市の公式商品と誤認されるため、また性格付け・イメージ付けがされるような使い方や特定企業をイメージさせるような使い方はできません。
このような観点から原則として、商品や屋号などに「桜咲ユメ」を表示することはできません。

【Q10】会社の営業のため、「桜咲ユメ」のデザインを名刺に入れることはできますか?

【A10】利用承認申請書をご提出ください。会社の特定キャラクターと誤解されないよう「燕市オリジナルキャラクター 桜咲ユメ」もしくは「つば推し！リポーター 桜咲ユメ」と「©新潟県燕市」と併記してください。

【Q11】会社概要書や冊子などに「桜咲ユメ」のデザインを利用することはできますか？

【A11】会社内部で使用する資料にデザインを利用する場合は、利用承認申請書の提出は不要です。ただし、外部に配布する場合や一般の方がご覧になる場合は、利用承認申請書をご提出ください。

◆ デザイン使用に関するQ&A

【Q12】「桜咲ユメ」の色やポーズを変更してもかまいませんか？

【A12】色の変更は一切認められませんので、必ず指定色または単色で利用ください。
また、ポーズを変更したり、変形させることもできません。